

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月18日
【会社名】	オリンパス株式会社
【英訳名】	OLYMPUS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 笹 宏行
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区幡ヶ谷 2 丁目43番 2 号
【電話番号】	東京3340局2111番（代表）
【事務連絡者氏名】	総務部長 阿部 和也
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿 2 丁目 3 番 1 号 新宿モリス
【電話番号】	東京3340局2111番（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 新本 政秀
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

1【提出理由】

当社に対して提起されていた訴訟につき和解が成立しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 訴訟の提起があった年月日

平成24年7月23日

(2) 訴訟を提起した者の名称、住所および代表者の氏名

名称 テルモ株式会社

住所 東京都渋谷区幡ヶ谷二丁目44番1号

代表者 代表取締役 新宅 祐太郎

(3) 訴訟の内容および請求金額

当社は、当社の過去の損失計上先送り問題により、平成17年8月4日提出の当社の有価証券届出書および同月付の目論見書に重要な事項に係る虚偽記載があったことが発覚し、これによって上記有価証券届出書等に基づく第三者割当により取得した当社株式6,811,000株について6,611,669,900円の損害が発生したとして、テルモ株式会社より、平成24年7月23日付で、東京地方裁判所に旧証券取引法第23条の2の規定により読み替えられる同法第18条第1項および第2項ならびに第19条第1項に基づく損害賠償請求訴訟を提起されておりました。

(4) 訴訟の解決があった年月日

平成25年11月18日

(5) 訴訟の解決の内容および支払金額

当社は、これまで本件訴訟において主張を尽くしてまいりましたが、これまでの訴訟経過、本件の事案の内容、訴訟を継続した場合の訴訟費用の増加等を総合的に勘案した結果、和解により早期に本件の解決を図ることが最善の策であると判断し、平成25年11月18日に裁判上の和解が成立しました。

この和解は、当社が、テルモ株式会社に対し、本件の和解金として60億円を支払い、テルモ株式会社が、当社に対するその余の請求を放棄することを内容としております。

以 上